

ピアノ調律職種技能検定試験の受検資格

等級区分		受検対象者
1級	学科試験	7年以上の実務経験（※1）を有する者
		専門高校、短大、高専、高校専攻科、専修学校、各種学校、養成機関（※4）を卒業又は普通職業訓練を修了（※2）後、5年以上の実務経験（※1）を有する者
		大学（※2）卒業後、3年以上の実務経験（※1）を有する者
	実技試験	2級の技能検定に合格した者であって、その後2年以上の実務経験（※1）を有する者
2級	学科試験	1級の技能検定において、学科試験に合格した者（※3）
		2年以上の実務経験（※1）を有する者
		専門高校、短大、高専、高校専攻科、専修学校、各種学校、養成機関（※4）を卒業又は普通職業訓練を修了（※2）後、1年以上の実務経験（※1）を有する者
	実技試験	大学（※2）を卒業した者
3級	学科試験	3級の技能検定に合格した者
		2級の技能検定において、学科試験に合格した者（※3）
		1年以上の実務経験（※1）を有する者
	実技試験	大学、専門高校、短大、高専、高校専攻科、専修学校、各種学校、養成機関（※4）を卒業又は普通職業訓練を修了（※2）した者
3級	学科試験	大学、専門高校、短大、高専、高校専攻科、専修学校、各種学校、養成機関（※4）に在学する者又は普通職業訓練を受けている者（※2）
		3級の技能検定において、学科試験に合格した者（※3）

※1：実務経験とは、ピアノ調律に関する業務に携わった経験のことである。

※2：学校卒業、訓練修了については、卒業又は修了した当該科に一般社団法人日本ピアノ調律師協会（以下「協会」という。）□が定めたピアノ調律に関する科目等が含まれると協会が認めたものに限る。

※3：当該実技試験が行われる日が、学科試験に合格した日の翌日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日以内である場合に限る。

※4：養成機関とはピアノメーカー内のピアノ調律師養成機関を言い、H23年9月の時点に於いては「カワイ音楽学園」、
「ヤマハピアノテクニカルアカデミー」及び「アポロ調律芸術学院」を指す。